

第 59 号議案

神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(管理者に関する基準)</p> <p>第4条 基準省令第6条(基準省令第7条、第43条の4及び第128条において準用する場合を含む。)、第51条(基準省令第80条、第93条の5、第116条、第125条の4、第157条、第162条の5、第167条、第171条の4、<u>第173条の4</u>、第177条、第187条、第199条、第206条の4及び第206条の15において準用する場合を含む。)及び第209条(基準省令第213条の5及び第213条の15において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 前条の規定に基づき基準省令第9条第1項(基準省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第136条、第162条、第162条の5、第171条、第171条の4、<u>第173条の9</u>、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。)及び第213条の17第1項の規定を適用する場合においては、基準省令第9条第1項及び第213</p>	<p>(管理者に関する基準)</p> <p>第4条 基準省令第6条(基準省令第7条、第43条の4及び第128条において準用する場合を含む。)、第51条(基準省令第80条、第93条の5、第116条、第125条の4、第157条、第162条の5、第167条、第171条の4、第177条、第187条、第199条、第206条の4及び第206条の15において準用する場合を含む。)及び第209条(基準省令第213条の5及び第213条の15において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 前条の規定に基づき基準省令第9条第1項(基準省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第136条、第162条、第162条の5、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。)及び第213条の17第1項の規定を適用する場合においては、基準省令第9条第1項及び第213条の17第1項</p>

条の17第1項中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）」とする。

中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）」とする。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理者の資格要件）	（管理者の資格要件）
<p>第3条 基準省令第6条、第35条（基準省令第55条、第61条、<u>第61条の8</u>及び第70条において準用する場合を含む。）及び第72条（基準省令第88条において準用する場合を含む。）に規定する管理者は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴</p>	<p>第3条 基準省令第6条、第35条（基準省令第55条、第61条及び第70条において準用する場合を含む。）及び第72条（基準省令第88条において準用する場合を含む。）に規定する管理者は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と</p>

力団員」という。第11条において同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)であってはならない。

いう。第11条において同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)であってはならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。